



# 感染症の登園基準



日本保育園保健協議会による感染症の出席停止基準は、次のとおりとなっています。

区分	病名	潜伏期間	感染可能期間	登園基準
1	インフルエンザ	1～2日	感染後10日	解熱した後3日を経過し元気が良い時
2	百日咳	6～15日	感染後約3週	特有の咳が消失した時
3	はしか(麻疹)	10～12日	発疹出現の前後4～5日	発疹に伴う熱が下がった後3日経過し、元気がよい時
4	おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	14～24日	明らかな症状を示す7日前からその後9日続く	耳下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで
5	三日はしか(風疹)	14～21日	発疹出現の前後7日間	発疹が消失した時
6	水ぼうそう(水痘)	11～20日	水疱出現前2～後6日	すべての発疹がかさぶたになった時
7	プール熱(咽頭結膜熱)	5～6日	潜伏期後半～発症後約5日間	解熱し、主要症状がなくなった後、2日経過してから
8	流行性角結膜炎	1週間以上	発病後約2週間	治癒するまで
9	急性出血性結膜炎	1～2日	発病後約4日	治癒するまで
10	手足口病	2～7日	水疱消滅まで	元気がよければ登園可能
11	リンゴ病(伝染性紅斑)	17～18日	14日～20日	感染力はないので、元気がよければ登園可能
12	溶連菌感染症	2～4日	潜伏期後半～発症後約7日間	有効治療を始めてから2～3日経過して
13	乳児嘔吐下痢症(ロタウイルスによるもの)	不 定 期		主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと認めた時
14	感染性胃腸炎(小型球形ウイルス・SRSV)	1～3日	-	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと認めた時
15	マイコプラズマ肺炎	10～24日	-	症状が改善し、元気であれば登園可能
16	とびひ(伝染性膿痂疹・皮膚化膿症)	2～10日	水疱消滅まで	他人への感染のおそれがないと医師が認めた時
17	水イボ(伝染性軟属腫)	14～50日	-	他人への感染のおそれがないと医師が認めた時
18	ヘルパンギーナ	2～7日	-	解熱し、食事も充分できて元気になったとき
19	ヘルペス性菌肉口内炎	2日～2週間	-	症状が改善し、元気であれば登園可能
20	突発性発疹	約10日	-	主な症状が殆ど消失し、主治医、園医が登園して差し支えないと認めたとき

※このほかの疾病もありますが、主なものをあげました。

病気回復後、登園する場合には、事前に医師の許可をうけてください。

